

<b>Title</b>	「楽市」再考：中近世移行期における歴史的意義をめぐって
<b>Author</b>	長澤, 伸樹
<b>Citation</b>	市大日本史. 19 卷, p.16-45.
<b>Issue Date</b>	2016-05
<b>ISSN</b>	1348-4508
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学日本史学会
<b>Description</b>	

Placed on: Osaka City University

## 「楽市」再考——中近世移行期における歴史的意義をめぐって——

長澤 伸樹

### はじめに

いわゆる「戦国大名・織豊政権が、荒廃した地方市場の復興、また新設市場・新城下町の繁栄を目的に発布した」<sup>①</sup>楽市令をめぐっては、早く戦前の研究で、中世後期における商品経済の発展と、商工業者の自立志向の高まりに端を発する社会的現象という評価のもと、織田信長や豊臣秀吉の特異性を導き出すメルクマールとなった。<sup>②</sup>

これに対し、戦後の研究は右の理解を見直す立場から、都市や流通の革命を志向する権力の政策的法令であり、これによる特殊空間として「楽市」を捉え、統一政権の成立や中近世移行期の画期を模索した。その中で通説としての楽市モデルを形作ったのが、豊田武・勝俣鎮夫・小島道裕各氏の研究である。<sup>③④⑤</sup>

豊田氏は、関連史料の悉皆収集と網羅的分析から、大名権力による領国経済再編と封建支配の徹底をめざす法令として、その意義を高く評価した。

だが、勝俣氏はこの見方を批判し、反世俗を貫く楽市場が中世社会で普遍的に存在するとした上で、楽市令は権力が掌握し得ない空間を、安堵という建前で城下町へ吸収するための法令にすぎないとする。

一方、小島氏は都市の展開に法令を紐づけ、求心的構造をもつ城下町建設にのみ用いられる時限的政策が楽市令であると説く。その上で給人・直属商工業者の主従制的空間と、周縁に広がる楽市場との二元的構造をもつ戦国期城下町が、楽市令で一元化されて近世城下町が成立するとし、その嚆矢に安土山下町を位置づけた。

いずれも研究史を大きく塗り替えた画期的な成果であるが、そうした理解の中にも決して問題がなかったわけではない。詳細は別稿で述べたが、右の三氏のみならず、従来の研究は、城下町建設にむけた大名権力主体の法として、①「楽市」文言をもつ法令のみに逐条解釈を加え、当該文言をもたない史料との差異を捨象し、②最も事例の多い織田氏を基準に跡づけるきらいがあった。<sup>⑥⑦</sup>③また、無縁・自由の

「楽」概念と、都市史や法制史上としての画期性を強調する見方が根

強く、近年明らかにされてきた戦国・織豊期城下町における都市空間（遺構）のあり方と照らし合わせると、実態と大きく乖離した抽象論ともいえ、個々の樂市がもつ特徴を捉えていない。

この点に関し、佐々木銀弥氏は、早く樂市令の類型化を通じて、自由通商や城下町建設のみに限らない、地域固有のあり方が存在する可能性を指摘し、従来見落とされてきた地域経済への具体的効果の有無のほか、中近世移行期の都市法や市場法全体から、樂市令の意味と比重を問うべきであると指摘した。<sup>⑨</sup>

以後の研究も通説をなぞるものであったが、九〇年代に至り、在地領主や商工業者の働きかけで創出される平和令としての再評価や、大名領国ごとに異なる樂市の性格が初めて指摘された。<sup>⑩</sup>近年では空間構造の復元や、同一権力の発給文書との相対化から、近世城下町に収斂しない樂市の多様性が明らかにされるなど、佐々木氏の問題提起に応える実証的研究がようやく緒に就いたところである。筆者も樂市のもつ地域性を重視する立場にあるが、かかる研究史をふまえ、以下に樂市令研究に求められる視点と課題を整理しておく。

中世の市場が自治や慣習を前提に、権力の介入や支配を示す法が作成されにくい世界であったのに対し、戦国期に至り、領国支配の安定と経済基盤の一角を担う存在として、統制や保護の強化が徐々に求められ、市場法は質・量ともに黄金時代を迎える。そこに現われる樂市令は、右の延長線上にある新しいタイプの積極的市場政策として、中世商業の締めくくりをなす、都市・流通支配の最終措置と位置づけら

れてきた。<sup>⑫</sup>

その歴史的展開についても、従来は《成立》から《消滅》の過程を辿り、樂市の集大成かつ近世的端緒として、安土山下町を位置づけることが一般的である。しかしそれ以降、幕藩体制下の地域社会において、樂市が「歴史」としてどのように記録（認識）・評価され、特権文書として伝えられていくのかといった、《伝承・伝来》という視点の分析はこれまで殆どなされていない。<sup>⑬</sup>樂市が地域社会に何をもたらし、近世にどう位置づけられるかを考える上でも、追及すべき課題のひとつといえる。

また、先述のモデルに事例を当てはめて、残存史料の絶対数や発給者の政治的立場から判断する姿勢は、個々の樂市がもつ特徴を見落とすことになりかねない。都市や市場と同様、樂市もまた地域や時期によりジグザグなコースを辿ったと考えるのが自然であろう。

それを示すかのように、樂市は表から、①十六〜十七世紀初頭の関東・東海・北陸・近畿地方に現われるが、②その宛所は町・市場・宿・村落とばらつき、③内容も一定ではない。それは裏を返せば、樂市がどこにでも成立し、かつ変化しうる性質を有していたからであろう。

大名領国（発給者）別にみると、大半は一度限りにすぎないが、その中で織田氏は最も多くの事例が残り、かつ美濃や近江など同一地域へ繰り返し法令を発給している。これは織田氏が樂市に有用性を見出したか、あるいは領国内でこれを積極的に求める動きがあったためとも考えられる。

	楽市楽座	配置	条数	文 頭	書止	署 判	形 態	備考	文 書 群	出典
	楽市	(内包)	1	—	執達如件	忠行在判、高雄在判	紙本(縦紙)	案文	今堀日吉神社文書	1
橋岡停止	楽市	(内包)	1	—	如件	(朱印)	紙本(折紙)		静岡県立中央図書館所蔵大宮司富士家文書	2
	楽市	宛所	3	定	下知如件	(花押)	木札		円徳寺文書	3
	楽市楽座	2条	3	定	下知如件	(花押)	木札		円徳寺文書	3
	楽市	1条	3	—	如件	(朱印)	紙本		松平乗承氏所蔵文書	4
可為楽市楽座	楽市楽座	(内包)	1	—	恐々謹言	佐久間伊織	紙本(折紙)	写し	守山村誌	5
	楽市楽座	1条	3	定条々	如件	(朱印)	紙本(縦紙)		善立寺文書	6
	楽市楽座	1条	5	定	下知如件	甚九郎(花押)	紙本?	写し	守山村誌	7
勝家一行之旨事	楽座	(内包)	1	—	如件	(花押)	紙本(折紙)		橘栄一郎家文書	8
	楽市	1条	13	定	者也	(朱印)	紙本(続紙)		近江八幡市共有文書	6
	楽市	(内包)	5	掟	如件	(朱印)	紙本		大場信統氏所蔵文書	9
	楽市	2条	5	掟条々	掟如件	秀吉(花押)	木札		歳田神社文書	10
	楽市楽座	2条	3	掟	下知如件	(花押)	木札		円徳寺文書	3
	楽市楽座	2条	3	掟	如件	三左衛門尉(花押)	木札		円徳寺文書	3
	楽市	(内包)	3	定市法度	如件	(朱印)	木札		難波文書	11
	楽市楽座	2条	3	定	如件	利勝御判	?	写し	城端古文書写	12
	楽市	1条	13	定	者也	秀次(花押)	紙本		近江八幡市共有文書	6
	楽市	3条	5	改被仰出條々	如件	朱印?	紙本?	写し	新編武蔵風土記稿	11
為楽市間	楽市	(内包)	1	掟	如件	(朱印)	紙本		木村文書	11
	楽市	1条	7	定条々	者也	高次(花押)	紙本		近江八幡市共有文書	6
	楽市	2条	5	掟	如件	間宮彦次郎印	紙本?	写し	養老郡誌	13
是又無其類	楽市	(内包)	1	—	如件	左衛門尉(花押)	紙本(折紙)		崇福寺文書	3
	楽売楽買	1条	13	定条々	如件	忠三郎判	紙本	写し	馬見岡繩向神社文書	14
夕申ヘク候	ラク	?	?	?	?	?	?		樗尾文書	15
	十楽	6条	9	覚	如件	鯨坂長実、河田長親	木札?	写し	鞍馬寺文書	16
	十楽	(内包)	1	—	者也	印	紙本?	写し	能登古文書	17
義各別之事	十楽	1条	12	—	者也	羽柴飛騨守在判	紙本?	写し	松坂権興雑集	18
	十楽	(内包)	1	—	者也	弾正長吉判	?	写し	日置神社文書	19

『岐阜県史』史料編 古代・中世1(岐阜県、1969年)、4、佐藤藤一・百瀬今朝雄編『中世法制史料集』第5巻・武家家法Ⅲ(岩波書店、2001年)、5、日野正教編『守984年』、8、『福井県史』資料編3 中・近世1(福井県、1982年)、9、杉山博・下山治久編『戦国遺文 後北条氏編』第3巻(東京堂出版、1991年)、10、木村修二・2年)、12、『大日本史料』第十一編之二十一(東京大学、1996年)、13、『岐阜県史』史料編 古代・中世補遺(岐阜県、1999年)、14、『近江日野の歴史』第8巻・史年)、18、『校本松坂権興雑集』(光書房、1980年)、19、『今津町史』第4巻・資料(今津町、2003年)

いずれにせよ、すべての事例に共通する特徴は、④「楽市」  
「楽座」文言をもつことの一点のみである。だとすれば、通説  
のように織田氏の事例によって、これを楽市の基準や先駆と位  
置づけ得る明確な根拠はそもそも存在しないことになる。

対象の推移や周辺市町との相関関係、その具体的差異を論じ  
ることなく、織田氏と同じ論理で評価し、安土山下町をグー  
ルとする単線的な視角のままでは、楽市の本質に迫ることは  
できない。共通性や差異はむろん、何より楽市のもつ地域性  
や時代性に注目し、その実態を複眼的に見直していく必要が  
あるだろう。

本稿はこうした問題意識から、まず筆者がこれまで取り組ん  
だ楽市令に関する事例研究で明らかとした楽市の実態をふりかえ  
る。それらをふまえた上で、改めてその全体像として、中近世  
移行期における楽市の歴史的意義をどう再評価することができ  
るかを考えたい。

## 一 戦国大名権力と楽市

### (1) 富士大宮<sup>15)</sup>

中世の富士大宮(駿河国富士郡)は、富士信仰の中枢である富  
士山本宮浅間大社とその門前に開かれた市場からなり、富士山  
登拜をめざす道者の宿泊施設を構える門前町として栄えた。ま  
た、富士山麓から駿河湾へ注ぐ潤井川と、東海道から分岐して

表 樂市令一覽

	年月日(和暦)	(西暦)	発給者	国	宛 所	内 容 摘 記
1	天文十八年十二月十一日	1549.12.0.11	六角氏	近江	枝村惣中	紙商買事、石寺新市之儀者、為樂市条、不可及是非
2	永祿九年丙子四月三日	1566.04.0.03	今川氏真	駿河	富士兵部少輔	富士大宮毎月六度市、一円停止諸役、為樂市可申付、并神田
3	永祿十年十月日	1567.10.0.00	織田信長	美濃	樂市場	当市場越居之者、分国往還不可有煩
4	永祿十一年九月日	1568.09.0.00	織田信長	美濃	加納	樂市樂座之上、諸商売すへき事
5	永祿拾三季十二月日	1570.12.0.00	徳川家康	遠江	小山新市	小山新市之事、為樂市申付之条、一切不可有諸役事
6	(元亀三年)七月十八日	1572.07.0.18	佐久間信盛	近江	(守山美濃屋小宮山兵介カ)	金森市場之事、守山年寄衆令相談、急度相立様可有馳走、
7	元亀三年九月日	1572.09.0.00	織田信長	近江	金森	樂市樂座たる上ハ、諸役令免許畢
8	天正二年五月日	1574.05.0.00	佐久間信榮	近江	金森町	為樂市樂座上、於何方茂同前之事
9	天正四九月十一日	1576.09.0.11	柴田勝家	越前	橋屋三郎左衛門尉	諸商売樂座仁雖申出、於輕物座唐人座者、任御朱印并
10	天正五年六月日	1577.06.0.00	織田信長	近江	安土山下町中	当所中為樂市被仰付之上者、諸座諸役諸公事悉免許
11	天正六年戊寅九月廿九日	1578.09.0.29	北条氏政	武蔵	世田谷新宿	諸役一切不可有之事、為樂市定置所
12	天正七年六月廿八日	1579.06.0.28	羽柴秀吉	播磨	淡川市庭	らくいちたる上ハ、しやうはい座やくあるへからさる事
13	天正十一年六月日	1583.06.0.00	池田元助	美濃	加納	樂市樂座之上、諸商売すへき事
14	天正拾貳七月日	1584.07.0.00	池田輝政	美濃	加納	樂市樂座之上、諸商売すへき事
15	天正十三年乙酉二月廿七日	1585.02.0.27	北条氏直	相模	荻野□□	為樂市之間、於当日横合□□不可有之
16	天正拾三年十月九日	1585.10.0.09	前田利勝	越中	直海郷北野村	らく市樂座たるへき事
17	天正拾四年六月日	1586.06.0.00	羽柴秀次	近江	八幡山下町中	当所中為樂市申付上者、諸座諸役諸公事悉免許事
18	天正十五年丁亥四月三日	1587.04.0.03	北条氏規カ	武蔵	白子郡代官百姓中	新宿見立、毎度六度樂市可取立事
19	天正十七年己丑九月十三日	1589.09.0.13	北条氏直	相模	—	当宿馬町の儀者、毎月十九日より廿五日迄一七日之間、
20	文祿三八月三日	1594.08.0.03	京極高次	近江	八幡町中	当町中樂市之上者、諸座諸役諸公事悉免許之事
21	慶長五年十一月廿一日	1600.11.0.21	間宮彦次郎	美濃	嶋田町中	樂市之事
22	慶長拾五年正月日	1610.01.0.00	加藤貞泰	美濃	黒野年老中	当町中地子并諸役、五ヶ年之間免之訖、猶為樂市之上者、
23	天正十年十二月廿九日	1582.12.0.29	蒲生氏郷	近江	(日野カ)	当町為樂市樂買上者、諸座諸役、一切不可有之事
24	元亀二年辛未十月廿八日	1571.10.0.28	(松永久秀)	大和	(多開市)	タモンイチラクノキハマエノコトク壹貫六百元、十月卅日ニサ
25	(天正四年カ)	1576.00.0.00	上杉氏	越中	(放生津カ)	放生津市十樂之事
26	天正十五六月廿九日	1587.06.0.29	前田利家	能登	風至町、河井町中	当地素麵之座之事、誰にても望次第為十樂者也
27	天正十六年十一月晦日	1588.11.0.00	蒲生氏郷	伊勢	町野主水佐ほか2名	当町之儀、為十樂之上ハ、諸座諸役可為免除、但油之
28	(年末詳)卯月三日	0000.04.0.03	浅野長吉	近江	今年津寄中	若州江相立入馬之儀、何も十樂ニ申付候処

〔出典〕1.村井祐樹編『戦国遺文 佐々木六角氏編』(東京堂、2009年)、2.久保田昌希・大石泰史編『戦国遺文 今川氏編第三卷』(東京堂出版、2012年)、3.山村誌(1888年)、6.『滋賀県史』第5巻・参照史料(滋賀県、1928年)、7.小島道裕「金森寺内町について一関係史料の再検討」(『史料』第67巻4号、1.村井良介「史料紹介」淡河の羽柴秀吉制札」(『ヒストリア』第194号、2005年)、11.杉山博・下山治久編『戦国遺文 後北条氏編』第4巻(東京堂出版、1991年)、12.『日本書紀』第11巻、13.『新編 武蔵野史』第1編(清文堂出版、1970年)、14.『新編 武蔵野史』第1編(清文堂出版、1970年)、15.『大日本史料 第十篇之七』、16.『新潟県史』資料編4 中世2(新潟県、1983年)、17.『加賀藩史料』第1編(清文堂出版、1970年)

甲斐へ続く中道往還沿いの要衝にあることから、戦国期には駿河侵攻をはかる武田氏の攻撃に相次いで晒された。

〔史料1〕

(印文如律令)

富士大宮毎月六度市之事、押買狼藉非分等有之旨申条、自

今已後之儀者、一円停止諸役、為樂市可申付之、并神田橋

関之事、為新役之間、是又可令停止其役、若於違背之輩

者、急度注進之上可加下知者也、仍如件、

永祿九年 丙寅

四月三日

富士兵部少輔殿<sup>16)</sup>

〔史料1〕は武田氏の攻撃に晒される直前にあたる今川氏真朱印状である。先行研究では自由商業による新たな支配体制の創出や、今川氏との同盟を破棄した武田氏への対抗から、軍事拠点化や城下町建設をめざす法令と評価されてきた。<sup>17)</sup>

受給者の富士氏は、富士大宮に基盤をもつ在地領主で、浅間大社大宮司を務める神職である傍ら、戦国期には大社に隣接する「大宮司館」を拠点に、今川氏被官となつて駿河支配の一翼を担い、武田軍の攻勢に富士大宮「城代」として抗戦した。

同時期の駿河国内における今川氏発給の流通・商業関係文書(四七通)を見ると、個々の商工業者に対する既得権保障を中心とし、市場は開催日安堵や「前々市無之処、只今立之儀令停止<sup>18)</sup>」といったように、旧市を追認するものであり、今川氏自ら



が市日設定をおこない、新市開設を奨励するといったケースはほとんど認められない。その中でも「楽市」は〔史料1〕のみにしか見えず、それが「富士大宮毎月六度市」に対応した限定的用法であることを示唆する。

また、中道往還の起点かつ東海道沿いの宿場町である吉原（富士郡）に注目すると、中世以来、漁業や廻船業で栄えた当所は、道者宿や商人問屋が建ち並ぶ地域経済の中心で、今川氏も吉原を拠点とする特権商人の活動を保護している。さらに戦国期には、今川のほか後北条・武田氏らによって、材木・兵糧などの軍需物資積置きや船橋の設置も積極的におこなわれ、軍事的要地としても発展していく。<sup>19)</sup>

一方で富士大宮に対する権力のアプローチは、一貫して富士信仰と宗教拠点に対するものであり、流通・商業関係の文書は〔史料1〕を除くと、のちに富士大宮へ入部をはたす武田氏が「西町新市」に宛てた市場法一通のみである。このような差異がありながら、あえて富士大宮に楽市が設定された背景は何であろうか。

当時、武田氏との軍事同盟破棄から、甲斐に接する富士大宮の市では、反今川勢力の濫入や来場者への非分行為が常態化していたとみられる。これは市場の存立危機を招くだけでなく、隣接する浅間大社など、古代以来の伝統である宗教面への影響にもつながる問題であったと考えられる。また、戦国期の富士郡内では、土豪による街道沿いでの新関設置と関銭徴収が横行しており、今川氏はこれを停止すべくその対応に追われていた。<sup>21)</sup>

その中で、門前市（「毎月六度市」）の興行主でもあった在地領主である富士氏は、市における「押買狼藉非分」や「神田橋関」での新役徴収を問題視し、その現状報告と早期解決を今川氏へ訴（「申」）え出した。今川氏はその回答として〔史料1〕の発給を通じて、これを全面的に認めつつ、門前市を新たに「楽市」として設定（「申付」）することで、平和保障を確実なものとした。

つまり、〔史料1〕は基本的に在地領主の要求にもとづく富士大宮の聖的空間保持を第一とする平和令であるのであって、門前市の楽市化は、あくまで今川氏が策定する平和状態を強調し、来場者へ視認させるための時限的措置にすぎなかったといえる。

## （2）小山<sup>22)</sup>

小山（遠江国榛原郡）は、駿河との国境にあたる大井川沿いの境目地域で、永禄十一年（一五八六）十二月、駿河侵攻に付随して、武田氏が当所に砦を築いたことをきっかけに、遠江支配を担う徳川氏との間で激しい争奪戦が繰り広げられたことで知られる。具体的には、翌年十二月、家康は一族である大給真乗へ、小山を含む榛原郡二千貫文を与えて砦を攻略するが、元亀二年二月、武田氏がこれを奪還し、縄張を拡張して被官を置くと、<sup>23)</sup> 天正十年の武田氏滅亡まで、諏訪原・高天神と並ぶ、対徳川・遠江侵攻の主要拠点となった。

### 〔史料2〕

<sup>22)</sup> 印文（福徳）  
<sup>23)</sup> 朱印

小山新市之事

- 一、為樂市申付之条、一切不可有諸役事、
- 一、公方人令押買者、其仁相改可注進事、
- 一、於彼市国質郷質之儀、不可有之事、

右条々、如件、

永祿拾三季

十二月 日<sup>(25)</sup>

先のような長期の攻防と知行宛行から明らかなように、領国維持と拡大をはかる徳川・武田両氏にとって、駿河湾河口部と水上交通を扼する小山は重要な経済基盤に位置づけられていた。右の文書はその中で徳川家康が、大給氏を境目領主として小山へ配置した直後に発給したもので、家康による唯一の樂市令として知られる。だが、富士大宮と比べるとその歴史的意義づけは曖昧で、樂市であったとする事実確認や、徳川領国内に勃興した新市の城下町化をはかる政策という漠然とした評価があるにとどまる。

戦国期地域権力としての徳川氏の流通・商業関係文書（七七通）からは、①新市や新町の興隆、②在地領主による市町の代官支配という特徴が抽出できる。すなわち、①根石原（三河国額田郡）・志都呂（遠江国敷知郡）など、家康居城周辺に広がる中小河川や陸路沿いに設けられた新市・新町では、移住や荒地開発を条件とする時限的な諸役免除など、都市発展を見通した人口集約や地域開発が推進され、②在地領主が、市場あるいは市升を知行・得分として、市町経営をおこなう間接的支配が採られた。また、武田氏との攻防が本格化する遠江領有期以

降は、③駿河湾や遠州灘における廻船商売への特権付与や渡船の営業保障など、軍需物資の確保や運搬にも関わる、湊津・水上交通の掌握にも尽力していく。<sup>(26)</sup>

小山新市の立地と、在地領主である大給氏による支配のあり方は①②に当てはまるが、「樂市」文言については家康発給文書の中で「史料2」にしかなく、当該期の小山にのみ適用し得るものであったことを裏づける。また、期限を設けない一切の諸役免除が認められるなど、他の新市との明らかな差別化（優遇措置）もはかられている。

ところが、大給氏の知行地は、天正四年には早くも「所務無御座」き状態にあり、同十八年には本貫地である三河国加茂郡周辺のみを集約され、榛原郡一帯の所領は姿を消す。<sup>(27)</sup> こうした大給氏による在地支配の推移と同様に、「史料2」の「樂市」もまた、武田氏による遠江侵攻とその防衛を想定した一時的措置とみられる。

第一条の諸役免除は、徳川領国の「自余之如市」にはない特権で、治安維持の第二・三条とあわせ、商人来場を促す下地となった。一方で特徴的な「樂市」文言は、遠江侵攻をはかる武田氏への対抗と、大井川流域における経済基盤確保にむけ、徳川方の支配領域であることを強調し可視化するため、家康が独自に掲げたものと評価し得る。

徳川領国下で小山にのみ樂市が成立したのは、軍事的緊張状態と隣り合わせの境目という立地条件によるもので、遠江支配の安定という徳川氏の利害への影響を懸念し、「自余之如市」にはない特権付与や保障をはかる必要性が生じたためと考えられる。

(3) 多聞<sup>(28)</sup>

永禄十年四月、河内国方面を扼する信貴山城から、多聞山城に拠点  
を移した松永久秀は、対立する三好三人衆を大和国内から退けると、  
翌年十月、織田信長から、改めて大和一国の支配を委ねられた。

従来、久秀の都市・流通支配については、信長の動向と結びつけて  
論じられるきらいがある一方、摂津・滝山城や大和・信貴山城では、  
城下集落の形成や市立ての動きはなく、流通・商業関係文書(六通)に  
は市場法が一通も残っていないため、その実態は不明な点が多い。

これに対し多聞(大和国添上郡)では、久秀が入城した永禄十年以  
降、南・高天など旧来の定期市とならび、城下の「法蓮郷」「北里」で  
新市が密集するように立てられていく。<sup>(29)</sup>ここで統制や支配を示す文書  
(市場法)が発給されたかは明らかでないが、「多聞山ヨリ市ヲ可立」  
との沙汰が下されたとする興福寺の記録は、久秀の関与を裏づける。<sup>(30)</sup>

このほか、京都と奈良を結ぶ幹線道の整備、食糧や籠城用物資が多  
聞山城へ頻繁に集められたことから、<sup>(31)</sup>先の新市は地域経済の活性化に  
加え、久秀自身の大和一国支配を支える物資獲得拠点を確立すべく設  
けられたものと考えられる。

また奈良市中では、永禄八年以来、悪銭使用を強制する撰銭令が繰  
り返し発布されたが、その意に反して市場では悪銭が忌避され、同十  
二年を境として「惣別ノ売買一向不成」状態に陥っていた。<sup>(32)</sup>そのため  
商品売買では、法に抵触しない「米」による現物取引が選択されてい  
く。このとき多聞山城下の新市でも、「鮎共、八木三升二とらせ」

「タぬき一疋、八木一斗七升五合ニカハセ申」として、米使用が主流  
となっている。<sup>(33)</sup>かかる変化は京都や河内・近江など畿内近国にも共通  
し、<sup>(34)</sup>社会全体が市場の銭使用衰退をうけ、米による商取引、債務返済  
や年貢公事納入(米納)へ移行していく。

〔史料3〕

〔<sup>(35)</sup>片原山預り状 坂衆 元龜二辛未十月廿八日〕

アツカリ申スカタワラヤマノコト

合壹所者、<sup>(ヒカシハ、ミナミハタラカキル、ニシシ、キタハヒタノ、ミチヲカキル、)</sup>

右クタン御ヤマワ、<sup>(東大寺領)</sup>トウタキシリヤウタクノ御ヤマニテ、ムカシ

ヨリ、一エンノ御チキヤウニテ、<sup>(更)</sup>サラニヨノカマイナシ、<sup>(先)</sup>センヒ

ヤクシヤウステイニヨツテ、<sup>(方)</sup>コノハウヘアツカリ申候、御チシハ

タウ子ンワ十合八斗、<sup>(米年)</sup>ラキ子ン申ノトシヨリハ、<sup>(年)</sup>十合壹石ツ、サ

タ可申候、<sup>(多聞市)</sup>モシタモンイチラクノトキハ、<sup>(時)</sup>マエノコトク壹貫六百

文、十月卅日ニサタ申ヘク候、<sup>(分)</sup>コレハヤマノフンノ御チシニテ

候、<sup>(内)</sup>モシマタコノヤマノウチニ、<sup>(開)</sup>チシノナルタカキナント候

ハ、<sup>(別)</sup>ソレハヘチニ御チシサタク申候、<sup>(御意)</sup>タナントヒラキ候トモ、

ソレモサウタウノ御チシ、<sup>(得)</sup>キヨキヲエ、<sup>(召上)</sup>サタク申候、<sup>(状)</sup>コノテウモ

シサウキノキ候ハ、<sup>(相違)</sup>ナントキナリトモメシアケラルヘク候、ソ

ノトキマシノ申コトアルヘカラス候、<sup>(請文如件)</sup>仍セウモンクタンコトシ、

元龜二年辛未十月廿八日

サカシユウ

タウンニ(花押)

ツク(花押)

五郎(花押)



四郎三郎（花押） スケ二郎（略押） 二郎二郎（略押）

又四郎（略押） （花押） シン二郎 十郎（略押）

フチイシ（略押） 太郎<sup>(35)</sup>（略押）

そうした中で、右の史料にみえる「タモンイチラクノトキ」の一文から、信長の先例をもとに、久秀が商人誘致と城下町建設をめざす樂市令を出したと考えられてきた。

発給者である「タウニン」らは、もし「タモンイチ」が「ラクノトキ」となれば、東大寺への地子十合余りを「マエノコトク」銭で納入すると述べる。かつて地子納入が「銭」を基本としていたことを示すこの一節は、奈良市中における米使用が一般化する以前の様相をさすとみられるが、ここで在地側が「ラクノトキ」を引き合いに出した背景は何であろうか。

当該期の奈良市中では、三好三人衆との攻防や大仏殿炎上、多聞山足輕衆による往来への狼藉や殺害行為といった混乱が度重なり、元龜二年八月の辰市合戦における久秀の敗北は、さらなる政情不安を招いていく。また、同年六月に発生した大洪水から「当年作毛遅々」「方々米無之」として、主たる取引手段の米も慢性的に不足していた<sup>(36)</sup>。

こうした社会情勢から、多聞山城下でも平和確立や市場経済の回復が強く求められたと考えられる。かかる事態に直面し、喫緊の地子納入を請け負う「タウニン」らが模索した手段が、かつて奈良市中の主要な取引方法であった銭納である。

すなわち彼らにとって、不足する米に代わり、作柄に左右されない

銭納への移行（米を凌ぐ精銭流通量の増加）を可能とするあり方が、市場の「ラクノトキ」であった。ただし、法令として実際に施行されたかは史料がなく明らかでない。

このあと、奈良では取引手段として米の需要が一層高まり、寺院も従来の銭納分を含め、年貢公事のすべてを米で納めさせるようになる<sup>(37)</sup>など、「ラクノトキ」は結果として実現せず、あるいは一時的な措置にとどまったとみられる。いずれにせよ、在地の希求に対し、混乱する市場経済の回復に結びつく「ラク」を設定するか否かは、領主権力である久秀の判断に委ねられていたとみて間違いない。

#### (4) 世田谷・荻野・白子

後北条領国における樂市の実態は、池上裕子氏の先駆的研究<sup>(38)</sup>により、戦線拡大による他国との緊張状態から、軍事拠点（伝馬役負担地）の創出をはかる権力と、地域開発を推進する在地との共同利害が、「新宿」という空間を軸に一致し成立すると考えられてきた。

#### 〔史料4〕

掟

一、市之日一ヶ月

一日 六日 十一日

十六日 廿一日 廿六日

一、押買狼藉堅令停止事

一、国質郷質不可取之事

- 一、喧嘩口論令停止事、
- 一、諸役一切不可有之事、

已上、

右、為樂市定置所、如件、

天正六年寅戊 (虎朱印)

奉之

九月廿九日

山角上野介

世田谷

新宿(39)

樂市の舞台となった世田谷(武蔵国荏原郡)は、江戸と厚木間を結び、

駿河国へ抜ける矢倉沢往還沿いの人馬往来の盛んな宿駅で、中世後期

は足利家一門である吉良氏が領有し、南武蔵の中心地として栄えた。

〔史料5〕

定市法度

荻野(新宿)

四日 九日 十四日

十九日 廿四日 廿九日

已上、

- 一、押買狼藉之事、
- 一、借錢借米之事、
- 一、喧嘩口論之事、

已上、

右、為樂市間、於当日横合(非分)不可有之、并郡代觸口之綺(切不)

可有之、若於違犯之共輩者、則(可遂)披露者也、仍如件、

天正十三年酉乙 (虎朱印)

二月廿七日

宗(前奉之)

松田兵衛大夫(40)

続く荻野(相模国中郡)は、厚木と甲斐国を東西に結ぶ甲州道と、当

麻から伊勢原へ抜ける大山道が交差し、鎌倉期には甲州の良馬を扱う

市が立ったという。中世後期には鋳物師の活動拠点としてもその名が

見え、戦国期には『小田原衆所領役帳』記載の北条家馬廻衆である松

田氏を領主にむかえている。

〔史料6〕

改被仰出條々、

一、当郷田畑指置、他郷寸歩之処不可出作事、

一、不作之田畠甲乙之処見届、五年荒野、七年荒野に、代官一札

を以可相聞事、

一、当郷儀者、自先代不入之儀、至里(手)当代猶不入御證文、從御公

儀可申請聞、新宿見立、每度六度樂市可取立事、

一、白子郷百姓何方令居住共、任御国法、代官百姓ニ申理、急度

可召返事、

一、御大途御證文并此方證文無之、誰人用所申付共、不走廻事、(可脱カ)

右條々、違犯之輩有之付而者、注交名可遂披露者也、仍如件、

天正十五丁亥年

四月三日

白子郷代官(1) 百姓中(1)

白子（武蔵国新座郡）も、江戸から河越へ向かう道中（河越街道）の宿駅として栄え、戦国期には後北条氏の関東進出に伴い、北条綱成の知行を経て蔵入地となった。

いずれも各地を結ぶ交通路に面し、軍勢往来や合戦の舞台となるものも多く、戦国期には後北条氏の領域支配を支える要衝となり、その一部は近世以降も縮小しながら宿駅の機能を存続していった。

樂市の所在する武蔵・相模両国の市町と、後北条氏発給の流通・商業関係文書（九八通）を見ると、①市場法発給や新市開設が盛んな武蔵国に対し、②相模国では複数地域で活動する商工業者への特権の保障あるいは付与、また奉公を命じた文書が多い。また、③幹線路沿いに市町が広がる中、④天正年間に新宿が集中して開かれ、⑤その多くが不入権をもつ。一方、⑥通説にいう地域開発拠点としての性格をもつ新宿は、全体の三割にも満たない。<sup>42</sup>

⑦「樂市」文言の適用も、数ある新宿のごく一部に限られ、その大半が北条家当主の発給文書にのみ現れる。つまり、樂市はすべての新宿ではなく、対象の選別がなされていた可能性が高い。世田谷以下の三例は、樂市化する必要性や意義があったということになる。

法令発給時の情勢に注目すると、「史料4」の発給者である北条氏政は、佐竹氏ら反後北条方鎮庄のため北関東へ度々出陣しているが、世田谷では戦乱からの復興や軍備拡充などを必要とする事態は想定できない。

〔史料5〕も同様で、発給者の北条氏直は、当時、壬生・宇都宮氏

ら攻略のため北関東へ出陣している最中にある。同じ頃、相模国中郡では小田原普請人足役が課されているが、それを抜きにしても荻野のみ軍事拠点化を要する理由は認められない。

一方、「史料6」当時の武蔵国内では、秀吉の関東出陣に備えた蔵入地への普請人足や臨時兵役の賦課が在地の退転を招いており、白子でも百姓の欠落が問題視されていたことが確かめられる。<sup>43</sup>

すなわち「史料4」は、在地領主である吉良氏が、市日と権利の安堵および平和保障を後北条氏へ働きかけて獲得した文書に等しい。一方、当所を「為樂市定置」とする後北条氏の意図は、足利家一門という家格をもち江戸湾沿岸の要地を基盤とする吉良氏の、地域ネットワークを領域支配に活かすために、後北条氏庇護下にあることをアピールすることであったと考えられる。

〔史料5〕についても、荻野への新宿設置をはかる後北条氏へ、領主である松田氏が市日安堵と平和保障を求めたものと考ええる。その背景には、当時、秀吉の関東出陣という風聞に揺れ、市来場者への非分行為が深刻化していたとみられ、市日での「横合」や、郡代・触口の介入を停止するとした内容はその表われであろう。樂市化はこうした行為を早急に排除し、市の平和確立を視覚的に示すためのもので、性格としては「史料1」に類似する。

これに対し「史料6」にみる六斎市の樂市化は、過剰な軍役負担にあえぐ直轄地の退転を防ぎ、田畠耕作者の召還や確保と地域開発の促進、年貢公事納入の安定化を実現するための撫恤策であったと考えら

れる。いずれも後北条氏側が自らの領域支配における利害関係への影響を考慮し、その必要性に迫られた結果、楽市化に至ったものとみてよいだろう。

### (5) 大名権力・地域社会にとつての「楽市」

以上により、大名権力による楽市は、それぞれ地域固有の社会情勢に対応する形で成立し、その文言は他の市町との差異を表す限定的な用法として、平和空間や支配領域であることを示すため、意図的に掲げられたものと考えられる。しかし、法令としての構造が他の市町（非楽市）に出された文書と大きく変わらないことからすれば、楽市令をこゝとさら特別なものと評価することには疑義がある。

一方、富士大宮や多聞、世田谷・荻野のように、文書を受給する在地側にとつては、何より市場の平和確立、安堵や経済回復の実現こそが最大の目的であった。楽市令の前後に見られる市場法や、商人衆らが作成した商売掟に「楽市」文言が現れないのは、在地にとつて市町の存立や商売の維持に不可欠な要素として認識されていなかったからだろう。あるいは文書にそうした文言を載せる慣習自体が、そもそも存在しなかったと考えた方が正しいのかもしれない。

いずれにせよ楽市の成立には、平和保障や市場経済の回復を望む在地領主や商工業者からの働きかけが大きく関わっていたとみられる。ただし、楽市化が最終的に実現するか否かは、法令を発する大名権力が決定権を握っており、在地からすれば楽市は結果論とでもいえ、二

義的な位置づけに留まらざるをえなかったと考えられる。

このように「楽市」文言を含む文書の発給をめぐることは、平和空間・支配領域であることを示す必要性から取捨選択がなされた。そうした状態を積極的に明示する「楽市」文言とは、いわば地域秩序の認識を広く共有化させる識別記号のようなものに近い。

したがって、楽市の成立背景は一様でなく、これを領国全体に通じる経済政策のように、他の市町や新宿と十把一絡に括ることはできない。この点をさらに実証するため、次章では、最も残存史料の豊富な織田氏の事例を取り上げ、楽市の実態を掘り下げていく。

### 二 織田氏と楽市

#### (1) 加納

永祿十年九月、美濃齋藤氏を逐って稲葉山入城を果たし、岐阜（美濃国厚見郡）を拠点とした織田信長は、すぐさま各地へ戦後処理の文書を発給した。

〔史料7〕

定 楽市場

一、当市場越居之者、分国往還不可有煩、并借錢借米地子諸役令免許訖、雖為譜代相伝之者、不可有違乱之事、

一、不可押買狼藉喧嘩口論事、

一、不可理不尽之使人、執宿非分不可懸申事、

右条々、於違犯之輩者、速可処嚴科者也、仍下知如件、

永祿十年十月 日 (花押)<sup>(45)</sup>

〔史料 8〕

定 加納

一、当市場越居之輩、分国往還煩有へからず、并借錢借米さかり錢、敷地年貢門なミ諸役免許せしめ訖、譜代相伝之者たりといふとも、違乱すへからざる事、

一、樂市樂座之上、諸商買すへき事、

一、をしかひ狼藉喧嘩口論使入へからず、并宿をとり非分申かくへからざる事、

右条々、於違犯之族者、可加成敗者也、仍下知如件、

永祿十一年九月 日 (花押)<sup>(46)</sup>

このとき作成された以下の〔史料 7〕は、織田氏による樂市令の初見史料で、天下人へ昇りつめる信長の革新性や特異性の源泉を示すと目されてきた。すなわち両制札をきっかけとして、都市建設策の樂市を積極的に導入し、近世社会成立への方向性を決定づけたものである、今日までの樂市令研究の基軸となっている。

両制札の問題点は多岐にわたるが、概ね①制札発給の意義は何か、②〔史料 7〕「樂市場」の所在(支配権)、③「加納」との関係をどう評価するか、という三点に集約される。<sup>(47)</sup>

前節の手法と同様に、美濃国内に発給された織田氏の流通・商業関係文書(二十九通)を見ると、伊藤宗十郎ら有力商人を通じた国内の商人統制が特徴的である。市町へのアプローチでは、美濃入部前後に神

戸(安八郡)や平賀(武儀郡)といった既存の市場に発給した制札から、平和保障や越居者への特権付与など、〔史料 7〕と同一の項目が多数抽出できる。<sup>(48)</sup>しかし「樂市」文言の使用は〔史料 7〕〔史料 8〕に限られ、単純な市場の秩序維持や商売保護とは異なる、「樂市場」「加納」という場の展開に即した固有の用法であったとわかる。

前領主である齋藤氏との差異に注目すると、近年の考古学分野の成果により、道三の時期から長良川流域や金華山麓一带において、信長段階に受け継がれる都市基盤が確立されていたという。<sup>(49)</sup>こうした前代以来の継承という信長の美濃支配の性格もふまえれば、市立て文言をもたない〔史料 7〕の「樂市場」は、文書を伝来する円徳寺の主権・管轄下にあった既存の市場で、同制札は市場の平和と復興を求める寺の申請にもとづき発給されたものと考えられる。

〔史料 7〕の主旨は、第一条に見える「越居」を条件とした通行保障や諸役免除など、市場復興へ向けた不特定多数の定住(還住)という《人寄せ》<sup>(50)</sup>にあり、制札原本に残る風化や変色という長期間揭示の痕跡にも現れている。恒常的な建物とみられる「執宿」も、樂市場が既存の空間であったことを裏づける。一方、債務破棄と「譜代相伝之者」を問わない身分保障は、他市町にない唯一の特権で、受給者にとって最大の意義をもち、かつ樂市場独自のあり方といえる。

前年の制札とほぼ同内容で構成される〔史料 8〕も、権利安堵を求める寺の申請によるものである。宛所の「加納」は、樂市場復興を契機に特定地名を冠したもので、「さかり錢」「敷地年貢門なミ」の



文言は、市場空間の賑わいを示すものとみられる。その中で、法制文言として初めて現れる「楽市楽座」は、ヒトの「市場越居」と振興の促進にむけ、信長が新たに掲げたキャッチフレーズとみられ、他の市町との差異を端的に示すオリジナリティと評価できる。

だが、両制札とも、市場への移住は強制でなく来場者の意思に委ねられており、商品流通の担い手である商人への通行規制もない。また、「楽市」文言の配置箇所や「諸商買すへき」とする抽象的な表現は、物流規制を含む楽市令である金森や安土と比べ、市場振興を意図したものと仮定しても積極性を欠いていたと言わざるをえない。

## (2) 金森

続く楽市令の舞台となったのが、守山と志那を結ぶ、東山道の枝道である志那街道沿いに広がる金森(近江国野洲郡)である。中世では、寛正の破却を逃れた本願寺宗主である蓮如の downward をきっかけに、一向宗門徒の中心地となったことでも知られ、戦国期には「石山合戦」における近江一向一揆の拠点として、在地領主である川那辺氏のもと寺内町を構えたが、信長と数度の合戦ののち破れた。

### 〔史料9〕

金森市場之事、守山年寄衆令相談、急度相立様可有馳走、可為楽市楽座□□□□□□(文字消、減せり)、恐々謹言、

(元龜三年) 七月十八日

佐久間伊織(信盛)

(守山 美濃屋小宮山兵介殿)(51)

### 〔史料10〕

定 条々 金森

- 一、楽市楽座たる上ハ、諸役令免許畢、并国質郷質不可押□、付、理不尽之催促使停止之事、
- 一、往還之荷物当町江可着之事、
- 一、年貢之古未進并旧借米錢已下不可納所之事、
- 右、於違背之輩者、可処罪科之状如件、

元龜三年九月 日 (朱印)(52)

### 〔史料11〕

定 金森町

- 一、為楽市楽雇上、於何方茂同前之事、
- 一、諸役免許之事、
- 一、当町出入之者、郷質所質停止之事、
- 一、上下荷物并京上売買之米荷物、如先々於当町差下有へキ事、
- 一、喧嘩口論在之者、不及理非双方可為成敗事、但奉公人與於町衆者、奉公人可令成敗事、
- 右條々、堅令停止訖、若違犯之輩在之者、忽可処嚴科者也、仍下執如件、(53)

天正二月五日 日 甚九郎(53)

この間、佐久間信盛は「金森式百石」を知行したが、以下の〔史料9・10〕はその合戦終結直後に発給されたものである。

先行研究では、市場復興、織田方としての都市建設策、敵拠点であ

る金森寺内町の解体、門徒間の連携遮断策という評価がある。<sup>56)</sup>

金森は、陸路に加え、涌水や集落の四方を野洲川分流が流れる地理的条件のもと、早くから野洲・栗太両郡内の周辺村落や真宗寺院と「被成水魚之思」のごとく密接に結びついて成立した。<sup>57)</sup> そうした交通の利を活かし、門徒の商業活動を通じて豊かな経済力を蓄え、本願寺経営（年忌法要）や一揆蜂起を長期間支えた。織田氏による一連の樂市令も、そうした金森のもつ性格を前提にして成立したとみられる。

織田氏以前にあたる六角氏段階の湖東の流通構造は、農村に基盤を置く在村型商人の行商が特徴的で、保内商人らに代表される特権商人集団の活動が目覚ましく、商人自らが策定した商売掟をもとに秩序が保たれていた。

流通・商業にかかる六角氏発給文書（三十七通）からは、主に商売権益をめぐる相論の裁許や、商人集団の活動保障や特権安堵が中心で、市場法の発給は石寺や野洲など全体の二割程度である。<sup>58)</sup> 有力商人の活動を通じた物流の掌握に力点を置き、市場では慣習に任せ、法規制による権力の介入はあくまで必要最低限にとどめていたのだろう。

続く織田氏の流通・商業関係文書（十九通）では、六角氏と同じ商人や専売座への活動保障や特権付与のほかに、とりわけ市町へ宛てた法令が倍増する。こうした動きは在村型商人に対し、市場への定住や常設店舗での売買への移行を促すきっかけになったと考える。

また、野洲川を用いた鮎漁や材木運搬が盛んな野洲（野洲郡）では、中世に市場が設けられ、同市場の地下人中へ、諸役免除と路次整備を

命じた六角氏の文書がある。野洲郡の領主となった佐久間氏も同様の文書を出しているが、注目すべきは発給日が〔史料9〕のわずか五日前でありながら、「樂市」文言がみえない点である。<sup>59)</sup>

市立てや通行保障など佐久間氏の文書は、金森・野洲ともに市場の重要性を意識したものと見えるが、同内容かつ発給日の近接した文書の中でも、樂市の適用対象は選別されていたことがわかる。

すなわち〔史料9〕の意図は、文字通り金森に市場を開くことになり、〔史料10〕は「樂市樂座たる上」との一文から、〔史料9〕を承けた文書であることを示す。中でも「往還之荷物」（〔史料11〕「上下荷物并京上売買之米荷物」はその具体的内容か）の強制着荷は、市場へのモノの集約を重視した物流規制で、ヒトの移住を最優先とした〔史料7〕とは対照的である。

〔史料10〕は、〔史料9〕と同様に商品流通における市場の重要性を意識したもので、かつての敵の拠点に対する市立てや「樂市」文言の付与、物流規制による周辺市町との差別化は、金森のもつ地域的特性を活かし、自己の物流拠点に位置づけ直す措置と考えられる。ここから〔史料9〕〔史料10〕の「樂市」文言は、金森の戦後復興に寄与するのみならず、織田方としての再生を喧伝するための修辞といえ、具体性に富んだ権力側の政策的意図が含まれていく様子がうかがえる。

### （3）淡河<sup>60)</sup>

信長家臣である羽柴秀吉が、播磨出兵の最中に単独で発給した樂市

令である。宛所の「淡川」（淡河。播磨国美囊郡）は、山陽道のバイパスである有馬街道沿いの宿駅で、鎌倉期以来、在地領主である淡河氏のもとで栄え、南北朝期には南朝の拠点となり、戦国期には東播磨八郡守護代である別所氏の麾下にあった。とりわけ、瀬戸内海から山陽道沿いの花隈城と六甲山を通り、反信長を掲げる別所氏の三木城（美囊郡）へ兵糧を搬入するための、毛利氏の中継地点とされた。

まもなく織田軍による三木支城包囲が始まると、淡河では天正七年（一五七九）五月、秀吉との合戦の末、淡河氏は三木城へ合流する。

〔史料12〕

掟条々

淡川市庭

一、当市毎月 五日 十日 十五日 廿日 廿五日 晦日之事、  
一、らくいちたる上ハ、しやうはい座やくあるへからさる事、

一、くにしち・ところしち

□事 □事

一、けんくハ・こうろん、りひせんさく□を□□す、双方せい

はいすへき事、

一、はたこ銭ハ、たひ人あつらへ次第たるへき事、

右条々、あひそむくともからこれあらは、地下人としてからめ

をき、ちうしんあるへし、きうめいをとけ、さいくハにおこな

ふへき者也、仍掟如件、

天正七年六月廿八日

秀吉（花押）<sup>61</sup>

〔史料12〕はその戦乱直後、播磨出兵の最中に発給された制札で、

淡河に開かれていた市場と宿の戦後復興や、城下町化をはかるものと

評価されてきたものである。

播磨出兵を起点とした播磨国内における秀吉発給の流通・商業関係文書（十九通）のうち、市場法は十一通と数が多い。このうち、①三木（美囊郡）では、三木城攻略当日の城下へ、還住者を対象とした諸役・地子の免除、旧領主貸付米銭の破棄を命じる制札（天正八年正月十七日）<sup>62</sup>を、②翌月には三木周辺の村落へも還住による年貢有免を認めた制札を出している<sup>63</sup>。また、③柏尾（神東郡）や龍野（揖保郡）では、市日安堵や治安維持および諸公事役免除の制札を発給（天正八年二月、同十月廿八日）したほか、龍野宛て制札の翌日には、淡河へも商売安堵や治安維持の制札（天正八年十月廿九日）を出した<sup>64</sup>。いずれも早くから主要街道沿いに開かれた市町へ積極的にアプローチし、その戦後復興と治安維持に取り組んでいる様子が読み取れる。

さらに、④比延（神西郡）・社町（加東郡）・姫路（飾東郡）では、在地住人による新市開設を「富貴」「繁昌」を条件に奨励したり<sup>65</sup>、⑤天正八年四月と同六月の長水山城と鳥取城の攻略では、城下付近の敵方市場を焼き払い、⑥毛利氏前線基地で活動する商人を引き込むなどの「駆け引きも行っている」<sup>66</sup>。

こうして旧市安堵や新市開設による交易空間の興隆を通じ、物資調達ルート確立と安定化をはかる一方、敵方の補給地点の遮断と破壊により経済的損失を与え、敵城包囲や播磨出兵という長期の軍事行動を優位に進めた。〔史料12〕発給の直接的契機は、淡河落城をうけた在地側が、重要産業である旅籠を含む市場内の治安維持と特権安堵を

秀吉側へ働きかけたことによるものと考えられる。

しかし、合戦終結直後の制札発給や戦後復興策という共通性をもつ三木と比較しても、「樂市」文言は淡河にしか適用されていない。すなわち、単なる場の追認や保護ではなく、権力側の政策意図を打ち出すための表現であったことを意味する。播磨平定直後の淡河宛て制札に「如有来無異儀可商売事」として「樂市」文言が含まれないのも、それが秀吉の軍事行動に即した時限的側面をもっていたためである。

制札発給が在地申請によるものであるのに対し、淡河の樂市化は、平和空間の確立を在地へ発信し、市場や旅籠の賑わいを取り戻すとともに、三木城に隣接する毛利氏の中継地である淡河の軍事的制圧と、織田方としての再生を可視化させる権力側の戦略的用法といえる。

#### (4) 安土

樂市令の完成形や、織田氏の都市・流通政策の到達点、あるいは近世都市法の祖型などとして、戦前以来高い評価があることで知られるのが、安土山下町（近江国蒲生郡）に宛てた十三箇条の法令である

〔史料13〕

定 安土山下町中

- 一、当所中為樂市被仰付之上者、諸座諸役諸公事等悉免許事、
- 一、往還之商人、上海道相留之、上下共至当町可寄宿、但、於荷物以下之付下者、荷主次第事、
- 一、普請免除事、但、御陣御在京等、御留守罷去時者可致合力事、

一、伝馬免許事、

一、火事之儀、於付火者、其亭主不可懸科、至自火者、遂糾明、其身可追放、但依事之昧、可有輕重事、

一、咎人之儀、借屋并雖為同家、亭主不知其子細、不及口入者、

亭主不可有其科、至犯過之輩者、遂糾明可処罪過事、

一、諸色買物之儀、縦雖為盜物、買主不知之者、不可有罪科、次

彼盜賊人於引付者、任古法、贓物可返付之事、

一、分國中徳政雖行之、当所中免除事、

一、他国并他所之族罷越当所仁、有付候者、従先々居住之者同前、

雖為誰々家来、不可有異儀、若号給人、臨時課役停止事、

一、喧嘩口論、并国質・所質・押買・押売、宿之押借以下、一切

停止事、

一、至町中譴責使、同打入等之儀、福富平左衛門尉、木村次郎左

衛門尉兩人仁相届之、以糾明之上可申付事、

一、於町竝居住之輩者、雖為奉公人并諸職人、家竝役免除事、付、被仰

付、以御扶持居住之輩、竝  
惣召仕諸職人等各別之事

一、博勞之儀、國中馬売買、悉於当所可仕之事、

右条々、若有違背之族者、速可被処嚴科者也、

天正五年六月 日

（朱印）<sup>68</sup>

その研究蓄積は膨大かつ枚挙にいとまがないが、地籍図の分析や近年の発掘調査により、城下想定区域に先行する集落の存在が指摘され

(69) ⑦。その一つである正和二年(一三二三)作成の薬師寺領豊浦荘検注目録<sup>(70)</sup>に見える記述から、町内(豊浦地区)に現存する神社などについて、遺構や遺物の検出からも、その成立は十二〜十三世紀に遡るといわれる。また常楽寺地区では、佐々木荘の年貢積み出しや六角氏の外港として機能した湊の存在も指摘され、現在では、信長段階の町割は、多くが既存の地割や参道を取り込みながら再編されたものと考えられている。

近江国内における織田氏発給の流通・商業関係文書については金森の項目で触れたので、ここでは「史料13」と類似した内容をもつ八幡山下町中宛て掟書<sup>(71)</sup>との関連に注目する。

まず交通面では、先述した常楽寺湊の存在があり、信長も上洛や岐阜帰城の際にしばしば滞留し、対岸の坂本から琵琶湖を渡った際にも船を着けている<sup>(72)</sup>。ところが、瀬田橋を架けて以降はその利用はほとんど見られず、「史料13」においては、町への出入りについて下街道(陸路)の通行が想定されているにすぎない(第二条)。これは八幡宛て掟書の中で、「近遍之商舟相留之、当浦江可出入」「当所仁有之船」として、湖上水運を意識した条文が組み込まれていることと対照的である。なお、在地では安土廃城以後も常楽寺湊が物資運搬などで頻繁に利用されていることをふまえれば、信長段階には、港湾機能を城下経営へ積極的に取り込む意図がなかったのだろう。

経済面に注目すると、「在々所々諸市当町江可相引」として、周辺市町の機能を吸収した八幡に対し、安土では「國中馬売買」の独占に

留まる(第十三条)。これは守山や野洲など、先行する周辺市町との共存を前提とし、商業機能の住み分けをはかったものと考えられる。ところが、同じ楽市である金森との比較でいえば、特定の物資にこだわらない「往還之荷物」の着荷強制をはかった金森に対し、安土での「荷物以下之付下」は強制でなく荷主次第とされる(第二条)。これは市場での商売は商人の自由に委ねられていたことを示し、物資の集約に加え、市場振興を積極的にはかろうとするスタンスとは言い難い。

一方で、身分を問わない移住の奨励と居住者保護および特権付与(第九・十二条)について、ヒトの移住と定着を最優先とする《人寄せ》としての「史料7」「史料8」とも結びつく。また、商人の寄宿の強制がある一方、それ以外の身分に対する「居住」「有付」を強いる条文がないことも、町場の成立が来場者の意思に委ねられていたことを示唆する。これは八幡に採用されていない条文で、城下経営に対する権力側の姿勢に明らかなる相違があったとみられる。

こうしたヒトに対する通行と寄宿強制(第一条)や、他国からの移住(第九・十二条)をことさらに意識した条文の多さは、往來の定着と人口増加を最優先に図ろうとしたもので、換言すれば、独自の規制や特権付与を条件に呼び込みを進めなければ、町の維持はおろか、成立そのものが困難な状況にあったためであろう。

従来は、他の市場法とは異なる条数と内容の豊かさから、安土山下町は計画的大都市として革新性や画期性が強調されてきた。しかし、都市としての実態は、発展途上ともいふべき立地環境や、織田氏の存



立基盤の未熟さに制約されていた側面が強く、掟書に盛り込まれた内容はその克服をめざすものであった。冒頭に掲げられた「楽市」文言はいわば信長によるいわばニュータウン創出の宣言で、加納における楽市と異なり、より具体性を帯びた積極的表現と捉えられる。

安土は織田氏の権力構造、ないし湖東という地域固有のあり方に起因した特殊事例であり、隣接する八幡宛て掟書との異同からも、そこには地域差が明確に存在する。したがって、「史料13」を一般化し、近世都市成立の指標と位置づけることは危険であろう。

#### (5) 織田氏「楽市令」をめぐって

楽市については、従来、織田氏の専売特許であるかのように捉えられがちであったが、そうした評価が誤りであることは早くから諸研究が指摘してきた。では、織田氏が楽市の先鞭をつけたとか、新都市建設を目的とした積極的導入により法令としての権威づけをおこなったとする見方は妥当であろうか。そこで、第一章で取り上げた戦国大名の楽市との比較から、その特徴や差異の有無について、織田氏発給文書における「楽市」文言の変化とあわせて検討する。

先述のように、織田氏が法制文言（条文）として「楽市」を用いたもつとも早い事例は「史料8」である。ここでは既存の市場の保護や、さらなる経済振興を促すための修辭にすぎず、新たな規制を盛り込むなど権力側の政策的意図は含まれない。すなわちこの段階では、市場内の平和保障や特権安堵を望む在地の要求に応えることが重要

で、「楽市」は当座の課題解決へ向けた手がかりとして副次的に掲げられたにすぎない。そのため、法令の構造は「楽市」文言を除けば禁制に等しい。こうしたあり方は、今川氏（富士大宮）や松永氏（多聞）・後北条氏（荻野・白子）などの他の戦国大名領国とほぼ同質で、特筆できる差異は認められない。

ところが、織田氏の支配地域が拡大していくにつれ、「楽市」は単純な場の安堵や保護としての意味ではなくなっていく。

すなわち「史料9」では、市立てにかかる要件として「楽市」が掲げられ、続く「史料10」では、物流規制を敷いた織田方の市場としての復興再生を意味するものとして「楽市」が用いられている。「史料12」もこれと同様に、市場内の平和確立に加えて、敵方の補給基地の制圧と再生を可視化する政策的文言であったことを指摘した。

これら三例では、物流規制や諸特権の付与とあわせて、周辺市町にはないプライオリティを強調する表現として意識的に掲げられたことがわかる。また、そのいずれもが領域支配の過程において、長期間にわたり対峙する敵方の重要な経済拠点を対象としていることから、この段階の「楽市」は、その軍事的制圧と、自己の物流拠点としての再生を広く喧伝する戦略的要素を含んでいたといえる。

このように、保護や追認に加え、他大名や対抗勢力にむけた支配地域であることの強調や、領国経営の安定化をはかるといった大名権力側の意図と結びつく楽市のあり方は、徳川氏（小山）や後北条氏（世田谷）の事例とも重なる。したがって、この段階においてもなお織田氏の

事例を先駆ないし画期と評価することはできない。

しかし「史料13」になると、「樂市」は、新興都市建設とその発展をはかるため、上級権力の信長が「仰付」け、与える文言へと変わる<sup>(73)</sup>。信長の新たな政治拠点であることを差し引いても、安土における

「為樂市被仰付之上」との表現は、加納や金森に出された文書とは明らかに異なっている。つまり、この段階における「樂市」は、権力側の政策として打ち出したキャッチフレーズとなっており、信長にとつての支配や統制の道具へと生まれ変わっている。

安土以降の樂市令を振り返ると、本稿で取り上げた世田谷・荻野・白子のほか、安土の都市機能を継承したとされる八幡でも「為樂市申付上」「樂市之上<sup>(74)</sup>」とあるのみで、いずれの掟書にも尊敬表現は見られない。ここからも、安土における樂市が、地域固有の、かつ織田権力下のみで効力をもつ時限的な用法であることが明らかとなる。

### 三 樂市の変容―歴史と記憶―

本章では、これまで明らかにした樂市の実態をふまえ、近世の地域社会における樂市の歴史的展開について言及したい。

具体的には、樂市となった空間がいかなる変化を遂げたのか。また、樂市関連文書は地域の中でどのように伝えられ、さらには樂市という事象や由緒が、ひとつの歴史としてどう記録（記憶）され評価されているかに注目する。史料制約もあり全面的な検討は難しいが、樂市令以降の市場法や商売掟、日記や言上書などの文書類、またこれら

を素材に編まれた地誌や市場の歴史に触れた由緒書などが残る事例を取り上げ、この点について可能な限り考えてみたい。

#### (1) 富士大宮

永禄十二年、武田氏の駿河侵攻に富士氏は大宮城を拠点に抵抗を続けたが、まもなく降伏し、富士大宮は武田方へ組み込まれる。その後、武田氏は帰属した富士氏と姻戚関係を結び、浅間大社の修築、社領再編や神事興行の保護など、富士信仰という宗教的拠点としての支配強化に努めるが、樂市を含む市場支配の様子は明らかでない<sup>(75)</sup>。

その後、富士大宮は秀吉や家康の保護をうけるが、早く天正年間には、富士川以西から富士参詣に訪れる道者へ「如先年大宮を通可」きとする掟書<sup>(76)</sup>が出されるなど、本来の参拜ルートである富士大宮を通らず、富士山へ向かう道者の横行が問題視されていたらしい。その背景には、道者が富士大宮で宿を取る際に、浅間大社へ納める坊役銭の存在があり、慶長年間以降も「大宮を破通」る道者は跡を絶たず、富士大宮に立ち寄った者の中にも、宿坊と「もんたう」が生ずるなど混乱が続いたという<sup>(77)</sup>。こうした実態からは、樂市化が必ずしも安定した往來を促し、また求心性を付与するものではなかったことを示す。

また、慶長十二年（一六〇七）の角倉了以による富士川筋開削は、それまで中道往還や潤井川を介して結ばれた駿河・甲斐両国間の物流網にも変化をもたらした。すなわち、甲斐へ運ぶ海産物などの上り荷は新たに富士川を「舟ニテ下ス」こととなり、甲斐から駿河へ運び込ま

れる物資は富士大宮下流の渡船場である岩淵へ「舟ニテ」下ろされるようになり、富士川舟運が物資輸送の主要機能となっていく。<sup>(78)</sup>

今川・武田両氏の支配以降、富士大宮の樂市の動向を知る手がかりはないが、こうした水上交通の整備や、富士信仰を支える導者らの意識の変化は、市場そのものの存立に大きな打撃となったと考えられる。その後、中道往還に沿って東西に建ち並ぶ「いちくら」や、旅籠など人馬往來の盛んな宿駅として賑わう富士大宮の姿が文献に現われるのは十七世紀末以降で、そこに「樂市」の文言は見えない。<sup>(79)</sup>

## (2) 世田谷

小田原攻めで滅亡した後北条氏に代わり、徳川家康が関東を治めると、江戸を核とする商業圏の成立と五街道が整備されていく。主要街道から外れた旧往還筋にある世田谷では、市場の規模は縮小し、江戸時代の早い段階で、現在の「ボロ市」に連なる年一回の歳末市へと落ち着いていったようである。

その後、寛永十年（一六三三）、江戸屋敷賄料として世田谷を知行した彦根藩主である井伊直孝が領主となり、このとき世田谷領十五カ村の在郷代官として大場氏が取り立てられる。元吉良家重臣として、後北条氏滅亡後に世田谷へ土着して帰農した同氏のもとには、「史料4」を含む近世以降の世田谷市の様子を伝える史料が残されている。<sup>(80)</sup> その中で後北条氏の樂市令はどのように現われてくるだろうか。

享和元年（一八〇一）、大場家第十代・弥十郎が代官の職務内容を書

き留めた『世田谷勤事録』<sup>(81)</sup>には、「世田谷市町免許」「世田谷上下宿市町免許」として、大場家所蔵の古文書から世田谷の歴史を編んだ『公私世田谷年代記』<sup>(82)</sup>（天保五年成立）では「世田谷新宿江月次一六之市町免許御書付」とあり、制札原本を伝える大場家では、「史料4」が、後北条氏から六斎の市立てを認められた文書と認識されている。

## (3) 荻野

「史料5」を受給した松田氏は、後北条氏滅亡後、徳川家康に旗本として仕え、近世の荻野は享保年間まで幕府領、以後、大久保教寛領、荻野山中藩と推移していく。一方、近世における荻野市の動向が明らかにするのは江戸中期頃である。

寛文年間に発生した火災で、家財や商売道具を焼失した市場は「中絶」状態に追い込まれた。<sup>(83)</sup> そこで正徳三年（一七二三）、「困窮」を訴える荻野村の百姓らは、幕府代官へ市場再興を願い出て、翌年、旧來通りの市立て（四・九の市日）を了承された。<sup>(84)</sup> この時、市場の由緒を示すものとして、願書とともに村側が提出したのが、「今以所持」する「北条家方建候」「御免状」、すなわち「史料5」の写しであった。<sup>(85)</sup>

ところが、市場再興願いをうけて作成された窺書には、荻野市は「所之者共市町興行仕度旨」を北条家へ願い出たことを起源とし、その際に領主である松田氏を介して下された「免許」の文書が「史料5」であったと記される。また、市場興行にあたって幕府代官が下した法度には、樂市令に多く見られる喧嘩口論や押買押売の停止といった治安維

持条項は盛り込まれるが、そこに「楽市」文言は現われてこない。

これ以降、村明細帳や地誌<sup>(88)</sup>でも荻野市に関する記述が散見されるようになるが、そこでも後北条氏以来の市立てと再興の事実が強調される一方、荻野市が楽市であった点は言及されていない。

#### (4) 金森

金森では、「史料11」を最後に織田氏が文書を発給した様子はいか  
がえない。それと並行して、信長は安土築城をきっかけに迅速かつ確  
実な交通路（陸路）の整備をすすめていく<sup>(90)</sup>。これに関わって、上洛時や  
京・畿内への物資輸送経路として重宝された湖上交通も、信長はそれ  
までの常道であった志那―坂本ルートから、新たに湖東と湖西を最短  
距離で結ぶ矢橋―松本間へ経路を変える。

豊臣期になると、八幡宛て掟書にあるように「在々所々市」の機能  
は吸収されていく。陸路では、京―尾張清州間を結ぶ東山道の伝馬宿  
送の地として、また瀬田と八幡を結ぶ守山が重視され、慶長六年の伝  
馬制確立を経て、守山宿を核とした助郷圏が成立する。

湖上交通では、信長以来の矢橋が渡船の御用湊と定められ、草津と  
大津両宿の継立場として発展し、膳所藩の蔵米・商人米の積み出しや  
独占的輸送にも携わるようになる<sup>(91)</sup>。こうした湖東周辺での地域経済再  
編の動きが金森に影響を与えたことは想像に難くない。

織田氏の楽市令を伝える善立寺の記録<sup>(92)</sup>（近世後期頃成立カ）には、近  
世以降、新たに「守山ヨリ矢橋へ出ル」道が湖上水運の主要路とされ

たため、金森を通る志那街道の往来は減少し、次第に「売物等モハカ  
ス、田地モ作ラス通りカケニテスグル人ハ住居ナリカタク、百姓分ハ  
カリ渉ルヤウニナル」として、市場における商取引も困難を極め、農  
業経営への移行を余儀なくされた様子が記される。

元禄十六年（一七〇三）七月、守山宿への助郷負担を命じられた金森  
は、奉行へ「信長公様御朱印頂戴仕候由緒」を記す言上書<sup>(93)</sup>を提出し  
た。その中で金森は、山門焼討ちの折に信長の常宿と定められ、その  
褒美に「諸役以下御赦免」の朱印状を得て以来、一切の諸役は免除さ  
れてきたとして、助郷役を「困窮いたし迷惑」と訴えた。このとき、  
金森が助郷免除の根拠としたのが信長朱印状（「史料10」）であった。

ところが、金森では既に早くから「庄屋モ村ニモ知ル人」がないほ  
ど、朱印状の存在自体が忘れ去られ、今回引き合いに出された折も、  
朱印状は村屋敷の「藁屋根ニ挟ミオ」かれて長年放置され、雨水が染  
み込み「紙ニ色カハリタル」有様であったという<sup>(94)</sup>。

こうした杜撰な保管体制の中で、約一五〇年が経過した近世中期に  
「再生」された信長朱印状は、金森にとって「諸役以下御赦免」の権  
益を保障するだけの文書であり、そこに楽市という由緒が特権として  
語り継がれることはなかった。

#### (5) 淡河

天正八年六月の播磨平定を経て、淡河は有馬則頼に与えられるが、  
関ヶ原合戦の後は池田輝政が入部する。このとき池田氏が発給した掟



書には「前々より如有来、商賈すへき」とあり、秀吉以来の淡河市場の権利が安堵された。その後、近世の淡河は明石藩領に組み込まれ、本陣を設けた有馬街道の宿場町として近代まで繁栄する。

貞享三年（一六八六）、明石藩主交代をうけて、淡河組大庄屋をつとめた村上家当主が藩へ提出した由緒書<sup>(95)</sup>には、秀吉の淡河攻めに始まり、制札発給から淡河町成立に至る背景が綴られる。ここでは三木城攻略の道中、淡河を「宿次之町」に取り立てることを決めた秀吉から下されたのが「月二六日之市日」を定めた「直々御判」の制札、すなわち〔史料12〕であったという。そして同制札はその後、少なくとも池田氏の時代まで「御札場」に長期間掲げられていたと伝える。

このように、「史料12」は近世においても淡河町の特権文書としての位置づけられていた。一方で秀吉制札が「市日」指定の制札としてのみ認識されていたことや、領主交代のつど発給された淡河町の権利安堵に関する文書で、諸役免除のみが保障されたように、同時代に多く見られた秀吉制札の中で、唯一のプライオリティともいべき樂市の事実は、近世初期の段階でその姿を消している。

## (6) 安土

信長が斃れてまもなく、天正十一年正月に安土へ入った織田信雄が、城下へ出した掟書<sup>(97)</sup>には、「任先代條数之旨」せて安堵するとあり、この段階で〔史料13〕以来のあり方が継承されていたことがわかる。ただし、そこに「樂市」文言はない。

その後、小牧・長久手の戦いを経た同十三年、近江二十万石の領地を与えられた羽柴秀次が八幡山城を構えると、安土は都市としての役目を終え、その機能は〔史料13〕とともに八幡へ引き継がれる。

八幡では、翌年に先述した秀次による樂市令が見え、同十八年に尾張清洲へ移封された秀次に代わって入城した京極高次も、文禄三年（一五九四）に樂市令を下している。こうして八幡には信長掟書に加え、羽柴秀次や京極高次の樂市令が伝来していく。のち秀次自害をうけて京極高次は大津へ移封となり、八幡は京極氏領のまま在郷町となる。

こうした中で、寛文十二年（一六七二）に琵琶湖沿岸へ賦課された瀬田川普請役に際し、八幡町ではその免除を願い出るため、訴状を作成した。<sup>(98)</sup> その中には町の由緒とともに、諸役免除の正当性を示す証拠文書として〔史料13〕が掲げられている。

すなわち、安土の機能を移転した経緯をもつ八幡では、安土山下町に下された「従信長公被下候諸役御免許之御朱印」を所持しているとした上で、これに引きつけて作成された秀次掟書も同様に「諸役御免許之御書」として下されたものといい、この二通により八幡が「従古来諸役御免許之地」という由緒をもつことを主張する。

こうした八幡の歴史叙述については、諸役免許文言のみに価値を見出し、信長や秀次掟書という原文書の内容を矮小化したものとの指摘がある。<sup>(99)</sup> しかし、諸役免除のみを伝統として強調しようとする姿勢は、世田谷・荻野・金森などの事例でも見た通りである。同じように、安土から八幡と受け継がれてきた中で、掟書にみる「樂市」とい



う個性については地域の中に定着せず、早くも近世初期の段階で、重要な歴史的事実としても認識されなくなっている。

以上から明らかなように、楽市化した市場の多くは、江戸時代以降における周辺市町や交通網の再編、新たに成立した大都市への商業機能の集約による影響から、近世ではそれまで保持していたプライオリティは次第に失われ、その多くは城下町化を果たすことなく、開催規模の縮小や農村化への途を余儀なくされたとみられる。

その中で楽市令という存在も、助郷や普請といった公儀負担の回避や、市の再興を働きかける時など、在地にとって都合のよい由緒を訴え利益をもたらすための「道具」として再生されるようになる。ただし、それはあくまで諸役免除や市立てといった先例を証明し維持するために持ち出されるもので、地誌や歴史書あるいは日記などに記される場合を含め、文書獲得に至る過程と諸役免除という由緒に重点が置かれ、法としての位置づけは、より単純化された、大名権力による「市日指定」や「市町立て免許」の制札という姿になる。

こうして近世では、楽市化したという歴史や、その文言が記載されていた事実が前面に出ることなく記憶からも抜け落ち、「諸役免除」という文言のみが永く語り継がれていく。楽市は、文書発給当時の当該地域における意義のもとに成立したものであり、それが維持されなければ容易に崩壊する脆さがそこにはあった。そうした点から、楽市それ自体に、社会秩序の変容をもたらすような革新性や、近世都市に直結する要素を見出すことは難しい。

大名権力の政策意図にもとづく時限的側面ともいうべき時代性を帯びるがゆえに、楽市は地域に根つきにくく、実生活からもかけ離れており、近世の早い段階で、市場や町の成立（再興）ないし秩序維持にかかわる要素という認識は希薄化していたと考えられる。そのため、楽市令の多くに共通する「諸役免除」という特権の記述に法としての有効性や優位性が見出され、周辺地域との差異を示すステータスとして重視されるようになると、楽市令はありふれた市場制札のひとつとして記憶されていくことになる。

### おわりに

これまで楽市といえば、近世都市成立の契機となる革新的政策として取り上げられてきた。しかしながらその実態は、各大名領国における領域支配と密接にかかわって、平和状態の確立や経済特区（再生）としての市場のあり方を、一時的に強調ないし可視化するレトリックにすぎない。と同時に、政治・経済などの社会情勢や、市場を取り巻く地理環境、あるいは大名権力ごとの支配理念に対応してさまざまに変化する、きわめてローカルな性質を帯びていたといえる。

#### (1) 「楽市」の成立と展開

楽市とは、市場やそれを領知する在地領主が抱えた《問題》に対し、その解決を求める在地からの働きかけをきっかけとしつつ、大名権力が文書発給（法令）という形で「申付」けることを通じて、初めて

視覚的にも空間的にも成立しえた。

いわゆる樂市令の多くは、諸役免除や治安維持などの一般的な条文で構成され、中には禁制のように内容が簡素な例もあり、決して特別な構造だったわけではない。このことは、同一地域における同時代の市場法と比較すると明らかである。

また市場の開設や復興、またその保護など、内容が類似した場合でも、「樂市」文言はその中のごく一部にしか記されない。つまり、それは本来遍く用いられるようなものでも、市場法全体の構造を規定する絶対性や法的拘束力を帯びたものでもない。きわめて個別のかつ限定的な表現であったといわざるをえない。樂市令を発する大名権力側からすれば、あえて法令に盛り込み、宣言しなければならぬ必要があったということになる。

そして、樂市が必要となる《問題》とは、災害の常態化や敵方との攻防、あるいはそれによる市場経済の混乱や商品流通の停滞といった、地域秩序の動揺をさす。それらが、権力自らの利害関係にまで何らかの影響を与えると懸念される事態に陥った場合に、初めて「樂」の導入が促されるに至ったと考えられる。

すなわち、いつどこに樂市が設定されるかは、最終的に文書を作成する大名権力の判断に委ねられていたのが実情であった。この点については「大名の「樂市令」がなければ樂市場の実現は困難であった」とする池上裕子氏の指摘が的を射ている。

数ある市町の中から樂市に選ばれた空間は、領域支配における要の

ひとつであったことは疑いない。だが、そうしたあり方が法令を通じて宣言・強調されたことをふまえるならば、かかる空間は、同時に、大名権力自身にとっての、もっとも克服すべき弱点を抱えた場であったと言え換えることもできよう。

近年、清水克行氏は、戦国期における法意識のあり方に注目し、中世社会に多様化する自由や自治としての「アジール」のような宗教的・呪術的觀念が、戦国期に希薄化すると指摘している<sup>(10)</sup>。すなわち、戦国期における呪術性の後退や、宗教勢力の権威低下を背景として、アジールに規定された寺院の中に実利的発想が興り、やがて大名権力をはじめ社会全体にも、宗教的・呪術的特権にすぎないより、公共の利益を優先すべきとする觀念が浸透していくという。

樂市もまた、大名権力と在地が抱えた当座の問題に対し、最も現実的かつ合理的な解決方法として導入されたものだろう。「樂市」文言の記載は、権力にとつてのメリットになるのみならず、平和状態の強調や市場経済の回復、あるいは特定の物資集約など、市場（在地）にとつても利益に結びつくものであったことは疑いない。

しかし、樂市令の対象となる市場の近郊には、早くから政治・経済・軍事などの中枢として栄えた町場が存在し、樂市化した市場はこれらを否定したり凌駕する存在にはなり得ていない。実態は、「樂市」文言をもたない他の交易空間と横並びに近い状態にあった。

市場が、早くから地域単位で形成された流通構造の上に成り立っており、法令もそれに規制される側面が強い。だとすれば、そこに成立

する楽市空間も、客観的にみれば「普通の市場」であることに変わりはない。はなかつたといえよう。

## (2) 「楽市」の変容と消滅

楽市とは、地域的特性ともいべき多様な条件に加え、大名権力の都合により、そのあり方が左右される。確かに織田氏の事例だけに注目すれば、従来のような「革新的」「特異」とする評価も不可能ではない。だが、全体を俯瞰していくと、地域内でのみ有効性をもつ短期的な法令(空間)であって、城下町建設など中長期にわたる発展志向を持ち合わせたものでは必ずしもない。

しかも楽市化した市場の中には、市町として存続し成長を果たす事例もあれば、廃絶ないし衰微する市場も少なくなかった。

前者は、もとより楽市令などのテコ入れを要せずとも存立可能な、自律的かつ安定的な基盤を保持していた地域だろう。近世に在郷町や宿場町として生まれ変わるなど、楽市令以後も継続的に権力の関与が認められたものが多い。本稿でみた事例では、富士大宮・世田谷・萩野・淡河などがこれに該当しよう。

対して後者は、楽市令の発給を起爆剤として、これに依拠する形で最盛期を迎えたものが多い。そのため発給者である権力の失脚や交代をはじめ、交通網の再編や城下町機能の移転による影響が、市場や立脚する流通構造におよぶと、その変化のあおりをうけて揺り戻しが起こり、相対的地位を次第に低下させていく。こうしたあり方は、小

山・多聞・金森・安土などに見られる。

もちろん楽市すべての事例が、右のように截然と区別できるものではないが、近世へとスムーズに結びつく要素は楽市には内包されておらず、その歴史的な歩みは必ずしも一本道ではなかったと考えられる。

また、近世都市法の先駆と評される〔史料13〕であるが、それ以降に全国各地で発給された楽市令のあり方に注目すると、「楽市」文言の記載位置は第二条以降に後退し、条文内容も簡素化されるなど、より禁制に近い形へとその姿を変えていく。<sup>(10)</sup>

とりわけ安土と酷似した構造をもつ法令が、八幡・日野・坂本<sup>(11)</sup>といった近江国内周辺の城下町に集中して現われることは、〔史料13〕が近世都市法の母体となったわけではなく、その広がりがあくまでも局地的なものでしかなかったことを意味する。<sup>(10)</sup>

こうして、まもなく十七世紀初めまでに「楽市」は法令や市場から姿を消していく。これについては、従来、法令(市場)としての普遍化や常態化、あるいは一元的な都市構造をもつ城下町の成立と軌を一に、自然消滅したと考えられてきた。

しかし先述したように、楽市とは、市場の存立はおろか、近世に向けて通り抜けなければならない絶対条件であったわけではない。そもそも、局地的であった楽市が社会全体へ矛盾なく波及していったとは考え難く、また安土のような都市構造がそれ以降の楽市でも同じ経緯をもって成立したかは、なお疑問が残る。いずれにせよ、その消滅に至る背景についてはもう少し明確にする必要があるだろう。

本稿の考察をふまえれば、樂市の成立を決定する大名権力側で、その時代の都市や市場の掌握に必ずしもそぐわず、絶対的に必要であるわけではないとの認識が強まり、これを放棄する動きへ転じていった可能性が考えられる。また、在地でも慣習として根づいたものではなかっただけに、忘却される動きは早く、次いで権力の需要も失われたことで、樂市は消滅へ向かわざるをえなくなっていたのだろう。

一方で「役」は、社会的システムとして近世以降も存続することから、在地では諸役免除という特権の有無に文書のもつ価値を見出すようになっていく。そこで与えられた樂市令の位置づけは、もはや戦国社会に《ありきたり》な法令のひとつでしかなかった。

〔史料14〕

〔封紙ウツ書〕(マ)

加藤左衛門

黒野町中免除ノ書

当町中地子并諸役、五ヶ年之間免之訖、猶為樂市之上者、是又無其煩可申付者也、仍如件、

慶長拾五年

正月 日

左衛門尉(花押)

黒野

年老中<sup>(10)</sup>

現存する最後の樂市令である黒野(美濃国)の事例によれば、それまでの樂市令とは異なり、地子や諸役の免除を前提とした上で、追加・附則条項に「樂市」が掲げられるという逆転現象が起きている。

領域支配の安定を求める権力自らの支配理念にもとづいた「樂市」文言が法令に記載されなくなることは、それを必要としない社会の安寧秩序が広く保たれたことを示唆する。樂市とはむしろ、その宣言や設定の是非を決める権力自身にとつての「自由・理想」を表わしたものとみてよいのではないだろうか。

〔注〕

- (1) 『国史大辞典』十四卷・やゝわ(吉川弘文館、一九九三年)
- (2) 小野晃嗣『近世城下町の研究』(至文堂、一九二八年)
- (3) 豊田武『増訂中世日本商業史の研究』(岩波書店、一九五二年)
- (4) 勝俣鎮夫『楽市場と楽市令』(『論集 中世の窓』吉川弘文館、一九七七年)
- (5) 小島道裕『戦国期城下町の構造』(『日本史研究』二五七、一九八四年)
- (6) 詳細な研究史や問題点等については、拙稿『楽市楽座令研究の軌跡と課題』(『都市文化研究』第十六号、二〇一四年)を参照。
- (7) 近年、関連する学術書も刊行されたが、あくまで信長にとつての樂市(令)を論じたものである(安野眞幸『楽市論―初期信長の流通政策―』法政大学出版局、二〇〇九年)。
- (8) 網野善彦『中世都市論』(朝尾直弘ほか編『岩波講座 日本歴史』七・中世三、岩波書店、一九七六年)・同『増補 無縁・公界・楽』(平凡社、一九八七年)
- (9) 佐々木銀弥『楽市楽座令と座の保障安堵』(永原慶二編『戦国期の権力と社会』東京大学出版会、一九七六年)
- (10) 池上裕子『伝馬役と新宿』(『戦国史研究』第八号、一九八四年)・同『戦国期都市・流通論の再検討』(中世東国史研究会編『中世東国史の研究』東京大学出版会、一九八八年)、桜井英治『市と都市』(中世都市研究会『中世都市研究』三、新人物往来社、一九九六年)
- (11) 仁木宏『播磨国美囊郡淡河市庭(神戸市北区)の樂市制札をめぐる一考察』(『兵庫のしおり』七号、二〇〇五年)・同『美濃加納樂市令の再

- 検討」(『日本史研究』五五七、二〇〇九年)
- (12) 佐々木銀弥「中世市場法の変遷と特質」(『中央大学文学部紀要』史学科第三七号、一九九二年)
- (13) 中世史研究の立場から言及したものととしては、小島道裕「織豊期の都市法と都市遺構」(『国立歴史民俗博物館研究報告』八集、一九八五年。のち同「戦国・織豊期の都市と地域」青史出版、二〇〇五年所収)、桜井英治「中世商人の近世化と都市」(高橋康夫・吉田伸之『日本都市史入門Ⅲ』東京大学出版会、一九九〇年)が管見の限りである。
- (14) 分析にあたっては、同時代かつ同一地域における周辺市町の存在形態と、同一権力による市場法を含む流通・商業関係文書の特徴から、法令・市場としての「楽市」を相対化していく手法を用いた。
- (15) 拙稿「富士大宮楽市令の再検討」(『年報中世史研究』第四一号、二〇一六年掲載予定)
- (16) 「大宮司富士家文書」(久保田昌希・大石泰史編『戦国遺文 今川氏編』第三卷・二〇八一号、東京堂出版、二〇二二年)
- (17) 「富士宮市史」上巻(富士宮市、一九七一年)、『静岡県史 通史編二・中世』(静岡県、一九九七年)、安野眞幸「富士大宮楽市令」(『弘前大学教育学部紀要』第八七号、二〇〇二年)など。
- (18) 永禄三年八月十七日・今川氏真禁制写(「国立公文書館所蔵判物証文証文写今川四」『戦国遺文 今川氏編』第二卷・一五七一号)
- (19) 天文二十三年九月十日・今川義元判物(「矢部文書」『戦国遺文 今川氏編』第二卷・一一七八号)、(永禄十一年)十二月二十四日・北条家朱印状(「矢部文書」『静岡県史 資料編七・中世三』三五三六号)、(永禄十三年)四月十四日・武田晴信書状(「歴代古案四」『静岡県史 資料編八・中世四』一九八号)など。
- (20) 天正八年十二月十三日・武田家朱印状写(「判物証文写武田二」『静岡県史 資料編八』一三五五号)
- (21) 永禄四年八月二十五日・今川氏真朱印状「井出文書」(『戦国遺文 今川氏編』第三卷・一七三六号)
- (22) 拙稿「小山楽市令をめぐって」(『六軒丁中世史研究』第十七号、二〇一六年予定)
- (23) 永禄十二年十二月十三日・徳川家康判物写(「松平乗承家蔵古文書」七号、同右)
- (24) 元亀三年十二月十九日・武田晴信判物(「小浜文書」『静岡県史 資料編八』五六三三号)、元亀四年十月一日・武田勝頼判物(「同上」『同上』六七九号)
- (25) 「松平乗承家蔵古文書」十号(『新編岡崎市史』第六卷・古代中世・史料編、新編岡崎市史編さん委員会、一九八三年)
- (26) 主な史料は以下の通り。①永禄九年正月九日・松平家康判物写(「譜牒余録卷三三」『愛知県史』資料編一一・織豊一、四六九号)、天正十六年閏五月十四日・徳川家康朱印状(「加藤文書」『静岡県史 資料編八』一九七四号)。②元亀四年九月二十三日・徳川家康判物写(「譜牒余録卷三六」『愛知県史』資料編一一・九一一号)。③天正元年十一月十一日・徳川家康判物(「水野文書」『静岡県史 資料編八』六九八号)、天正五年二月十八日・徳川家康判物(「多田厚隆氏所蔵文書」『同上』一〇三六号)
- (27) 天正四年十二月二十一日・大給領年貢差出案(「松平乗承家蔵古文書」一三号、『新編岡崎市史』第六卷)、天正十八年二月十二日・伊奈忠次知行書立写(「松平乗承家蔵古文書」『愛知県史』資料編一一・一六二二号)
- (28) 拙稿「松永久秀と楽市」(天野忠幸監修「松永久秀」下剋上の実像)『宮帯出版社、二〇一六年予定』
- (29) 『多聞院日記』永禄十二年十月二十九日条・同十一月四日条
- (30) 同右
- (31) (年未詳)七月十日・松永久秀書状(「天理図書館所蔵文書」天野忠幸編『戦国遺文 三好氏編』第三卷・一七七三三号、東京堂出版、二〇一五年)、『多聞院日記』永禄九年九月二十四日条
- (32) 『多聞院日記』永禄八年十二月二十五日条、「学侶引付之写」元亀元年十一月廿二日条



- (33) 『二条宴乗記』元龜二年三月十一日条・同十二月晦日条
- (34) 浦長瀬隆『中近世日本貨幣流通史―取引手段の変化と要因―』（勁草書房、二〇〇一年）
- (35) 「櫻尾文書」（『大日本史料』第十篇之七）
- (36) 『多聞院日記』永祿九年二月二十一日条・同十一年五月一日条・同六年二月十二日条・元龜二年八月二十日条
- (37) 脇田修『近世封建制成立史論―織豊政権の分析Ⅱ―』（東京大学出版会、一九七七年）
- (38) 前掲注(10) 池上論文・同「後北条領国における給人の公事賦課権―戦国期在地領主権の検討のために―」（『地方史研究』第一八九号、一九八四年）
- (39) 「大場家文書」（杉山博・下山治久編『戦国遺文 後北条氏編』第三卷、二〇二四号、東京堂出版、一九九二年）
- (40) 「難波文書」（『戦国遺文 後北条氏編』第四卷・二七八四号）
- (41) 「新編武蔵風土記稿新座郡六」（『同右』三〇七七号）
- (42) 天正八年八月二日・北条氏照高札（「渡邊利夫氏所藏文書」『戦国遺文 後北条氏編』第三卷・二一八五号）、天正十年十二月二十七日・北条氏照朱印状（「小坂文書」『同上』二四五八号）、天正十三年三月二十四日・松田憲秀朱印状（「杉田勇氏所藏有山文書」『同上』第四卷・二七九〇号）、天正一六年二月三日・梁田助繩朱印状（「渡邊信次郎氏所藏文書」『同上』三二八二号）
- (43) 天正十三年三月七日・北条家朱印状（「明治大学刑事博物館所藏瀬戸文書」『戦国遺文 後北条氏編』第四卷・二七八六号）
- (44) 天正十五年四月十三日・北条氏規朱印状（「横須賀市立図書館所藏永嶋文書」『同右』三〇八一号）
- (45) 「円徳寺文書」三号（『岐阜県史 史料編 古代・中世Ⅰ』一九六九年）
- (46) 「円徳寺文書」四号（『同右』）
- (47) 両制札の解釈をめぐるは近年、仁木宏氏と小島道裕氏の間で見解が対立している（仁木宏「美濃加納楽市令の再検討」〔前掲注11〕・同「書評・小島道裕著『戦国・織豊期の都市と地域』」（『史学雑誌』第一一八編第一号、二〇〇九年）、小島道裕「戦国期城下町と楽市令再考―仁木宏氏の批判に応えて―」（『日本史研究』五八七、二〇一一年））。
- (48) 永祿四年六月・織田信長制札（「塚原文書」一号、『岐阜県史 史料編 古代・中世Ⅰ』）、永祿十一年二月・織田信長制札写（「高橋宗太郎氏所藏文書」一号、『岐阜県史 史料編 古代中世補遺』）
- (49) 内堀信雄「美濃における守護所・戦国城下町の展開―空間構造の変遷を中心にして―」（内堀信雄・鈴木正貴・仁木宏・三宅唯美編『守護所と戦国城下町』高志書院、二〇〇六年）・同「井口・岐阜城下町」（仁木宏・松尾信裕編『信長の城下町』高志書院、二〇〇八年）
- (50) 小島道裕「岐阜円徳寺所藏の楽市令制札について」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第三五集、一九九二年）
- (51) 日野正教編『守山村誌』（明治二十一年、滋賀県立図書館蔵写真版「守山甲共有文書②」資料番号二〇八〇二四七五）
- (52) 「善立寺文書」（『滋賀縣史』第五卷参照史料・二九七号）
- (53) 「守山甲共有文書二」（『大日本史料』第十編之二十二）
- (54) 元龜二年十二月・織田信長朱印状（「吉田文書」、奥野高廣「増訂織田信長文書の研究」上巻・三〇七号、吉川弘文館、一九八八年）
- (55) 前掲注(3) 豊田論文、注(4) 勝俣論文
- (56) 藤木久志「統一政権の成立」（朝尾直弘編『岩波講座 日本歴史』九・近世一、岩波書店、一九七五年）、神田千里「石山合戦における近江一向一揆の性格」（『歴史学研究』第四四八号、一九七七年）
- (57) （元龜三年）正月十九日・下間正秀書状（「福正寺文書」『大系真宗史料文書記録編十二』法蔵館、二〇一〇年）
- (58) 天文六年八月十一日・六角氏家臣奉書写（「松雲公採集遺類類纂雜文書」、村井祐樹編『戦国遺文 佐々木六角氏編』三七九号、東京堂出版、二〇〇九年）、天文十四年十二月二十六日・六角氏家臣奉書（「野洲共有文書」、『同上』五七四号）、天文十八年十二月十一日・六角氏家臣奉書案（「今堀日吉神社文書」、『同上』六七六号）、年月日未詳・近江国守護施

- 行状写（『八日市市史料』第五卷・史料Ⅰ、三二二号、一九八四年）
- (59) 元龜三年七月十三日・佐久間信盛判物（『野洲共有文書』三号）
- (60) 拙稿「羽柴秀吉と淡河楽市」（『ヒストリア』第三三二号、二〇一二年）
- (61) 「歳田神社文書」（木村修二・村井良介「〈史料紹介〉淡河の羽柴秀吉制札」へ「ヒストリア」一九四号、二〇〇五年）
- (62) 「三木町文書」一号（『兵庫県史』史料編・中世二、一九八三年）
- (63) 「三木町文書（続）」一号（『兵庫県史』史料編・中世九・古代補遺）
- (64) 「龍野町文書」一号（『兵庫県史』史料編・中世二）、松井良祐「神崎町柏尾区蔵羽柴秀吉制札について」（『わたりやぐら』第二七号、一九九三年）、「歳田神社文書」（前掲注61木村・村井論文）
- (65) 年未詳十二月七日・羽柴秀吉書状（『佐伯文書』一号、『兵庫県史』史料編・中世二）、延宝五年六月・山本正尚覚書（神崎壽景「佐保神社誌」一九二三年）、天正八年六月十九日・羽柴秀吉書状写（『紀伊統風土記付録卷之九』『姫路市史』第八卷・史料編古代中世一、一五六七号）
- (66) 前掲注(65) 羽柴秀吉書状写、天正八年八月六日・羽柴秀吉判物（『種井文書』八号、『兵庫県史』史料編・中世二）、天正八年九月二十三日・羽柴秀吉判物写（『淡路名所図会』名古屋博物館編『豊臣秀吉文書集一』二七七号、二〇一五年）
- (67) 前掲注(64) 「歳田神社文書」
- (68) 「近江八幡市共有文書」（奥野高廣『増訂織田信長文書の研究』下巻・七二二号、吉川弘文館、一九八八年）
- (69) 坂田孝彦「考古学からみた安土城下町の構造」、松下浩「安土城下町の成立と構造」、木戸雅寿「安土山と安土山下町」（いづれも仁木宏・松尾信裕編『信長の城下町』高志書院、二〇〇八年所収）
- (70) 竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編第三二卷・二五〇四三号（東京堂出版、一九八七年）
- (71) 天正十四年六月・羽柴秀次掟書（『近江八幡市共有文書』『滋賀縣史』第五卷参照史料・三〇二号）
- (72) 『信長公記』卷三・常楽寺にて相撲の事、卷四・志むら攻め干さる、の事、卷五・むしやの小路御普請の事、卷八・河内国新堀城攻め干されらびに誉田城破却の事（桑田忠親校注『信長公記』新人物往来社、一九九七年）
- (73) 小島道裕氏は、安土における「楽市」を、理想世界としての楽が信長によつて実現されることの宣言だとした（前掲注5）。
- (74) 文禄三年八月三日・京極高次掟書（『近江八幡市共有文書』『滋賀縣史』第五卷参照史料・三〇三号）
- (75) 十九世紀初めに成立した『駿河国新風土記』には、富士大宮市が、隣接する甲斐国を結ぶ物資集散地として、両国から多数の商品が取り引きされる賑わいを見せたことある（浅間神社社務所編『浅間神社史料』名著出版、一九七四年所収）。
- (76) 年未詳五月・井出正次掟書（『公文富士文書』二九号、浅間神社社務所編『浅間文書纂』名著刊行会、一九七三年）
- (77) 年未詳五月・井出正次掟書（『同右』二八号、同右）
- (78) 前掲注(75)、富士宮市教育委員会編『村山浅間神社調査報告書』（二〇〇五年）
- (79) 貝原益軒「壬申紀行」（元禄五年、板坂耀子校訂『近世紀行集成』国書刊行会、一九九一年）、中谷願山「富嶽之記」（享保十八年、注75『浅間神社史料』所収）・越路舎主人「不土山道の記」（天保九年、『同上』）
- (80) 『世田谷代官大場家文書目録』（東京都世田谷区教育委員会、一九七八年）
- (81) 渡辺一郎校訂『彦根藩世田谷代官勤事録』（吉川弘文館、一九六一年）
- (82) 『公私世田谷年代記』（『世田谷区史料』第一集、世田谷区、一九五八年）
- (83) 正徳三年十一月・下荻野村宿市場再興願（『難波文書』『厚木市史』近世資料編（五）村落三・一二六五号）
- (84) 同右、正徳三年十二月・代官小林又左衛門勘定所宛市場再興願書（『同右』『同右』二二六七号）
- (85) 正徳四年二月・下荻野村市場再興法度請印連名証文（『同右』『同右』一二六九号）
- (86) 前掲注(84)

- (87) 正徳四年二月・代官小林又左衛門下荻野村市場法度（「同右」）「同右」一二六八号）
- (88) 宝暦十年八月・下荻野村村明細帳（「同右」）「同右」一一九三号）、政九年三月・下荻野村地誌御調書上帳（「同右」）「同上」一一九五号）
- (89) 『新編相模国風土記稿』（蘆田伊人編集校訂）『新編相模国風土記稿』雄山閣、一九八五年）
- (90) 高木叙子「信長と近江の水陸交通について」（『淡海文化財論叢』第一叢、二〇〇六年）
- (91) 杉江進『近世琵琶湖水運の研究』（思文閣出版、二〇一一年）
- (92) 『当地ヲトロエタル事』（『善立寺文書』、山本啓四郎「近江国金ヶ森町の楽市楽座に関する一史料」へ『歴史と生活』五一四、一九四二年）
- (93) 元禄十六年三月・同七月、江州野洲郡金森村言上書（『野洲町共有文書』『野洲郡史』下巻、滋賀県野洲郡教育会、一九二七年）
- (94) 「信長公御朱印之事」（『郷土誌小津（五）』守山市公文書館）
- (95) 慶長五年十一月二十九日・池田輝政禁制（「村上文書」二号）『兵庫県史』史料編・中世二）
- (96) 貞享三年十二月・淡河町由緒書（『歳田神社文書』前掲注61）
- (97) 天正十一年正月・織田信雄掟書（「近江八幡市共有文書」『滋賀県八幡町史』下・一五三号、一九四〇年）
- (98) 寛文十二年九月・八幡町由緒書（「近江八幡市共有文書」『同右』一八五号）
- (99) 渡辺浩一「記憶の創造と編集―日本近世の近江八幡を事例に」（『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』五、二〇〇九年）
- (100) 前掲注（10）池上裕子「戦国期都市・流通論の再検討」
- (101) 清水克行「戦国の法と習俗」（『岩波講座日本歴史』第九巻・中世四、岩波書店、二〇一五年）
- (102) 信長が「楽市」を政策文言として意識的に採用していったのとは対照的に、これを当初こそ継承した秀吉は、関白就任以後、次第に「楽市」を用いない都市・流通支配をすすめていく。また「楽座」も同様、関白任官の天正十三年七月を境として、法令から「楽座」文言が消え、代わり

に「破座」「無座」という表現が主流となっていく。

- (103) 天正十年十二月二十九日・蒲生賦秀掟書写（『馬見岡錦向神社文書』『近江日野の歴史』第八巻史料編・一五号、二〇一〇年）
- (104) 天正十一年十二月十四日・浅野長吉掟書（『永田文書』『滋賀縣史』第五巻参照史料・三〇六号）
- (105) 佐々木銀弥氏は早く、安土令はその条文の豊かさを除けば、楽市令の典型と位置づける根拠に乏しい法令と指摘している（前掲注9）。
- (106) 「崇福寺文書」二三号（『岐阜県史史料編古代・中世一』

【付記】

本稿は平成二十七年科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

（静岡県観光交流文化局歴史文化課）